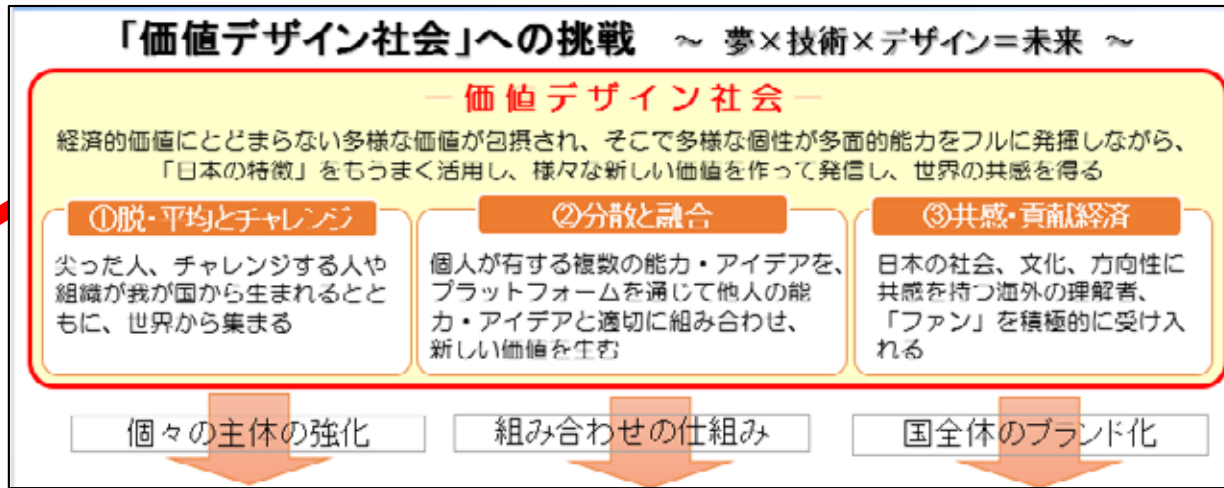




知的財産戦略ビジョンに関する 専門調査会の検討状況

2018年9月27日

内閣府知的財産戦略推進事務局



価値をデザインするマインドを高めるための仕組みは？

「データ・AI」
にまつわる
知財システムは？

「オープンイノベ
ーション」に関連する
知財システムは？

「クールジャパン」
に関連する
システムは？

「集中と分散」等
にまつわる
知財システムは？

・・・その他

「価値デザイン社会」を実現するための
知財に関連するシステムをデザイン

価値デザインへのモチベーションの仕組み

- 価値を創出する「価値デザイン」に対するリスペクトが低く、報われ難い現状
- 従来知財制度ではカバーし切れない領域へのモチベーションの仕組みをどうするか（いいね、ほめる、評価する仕組み等）

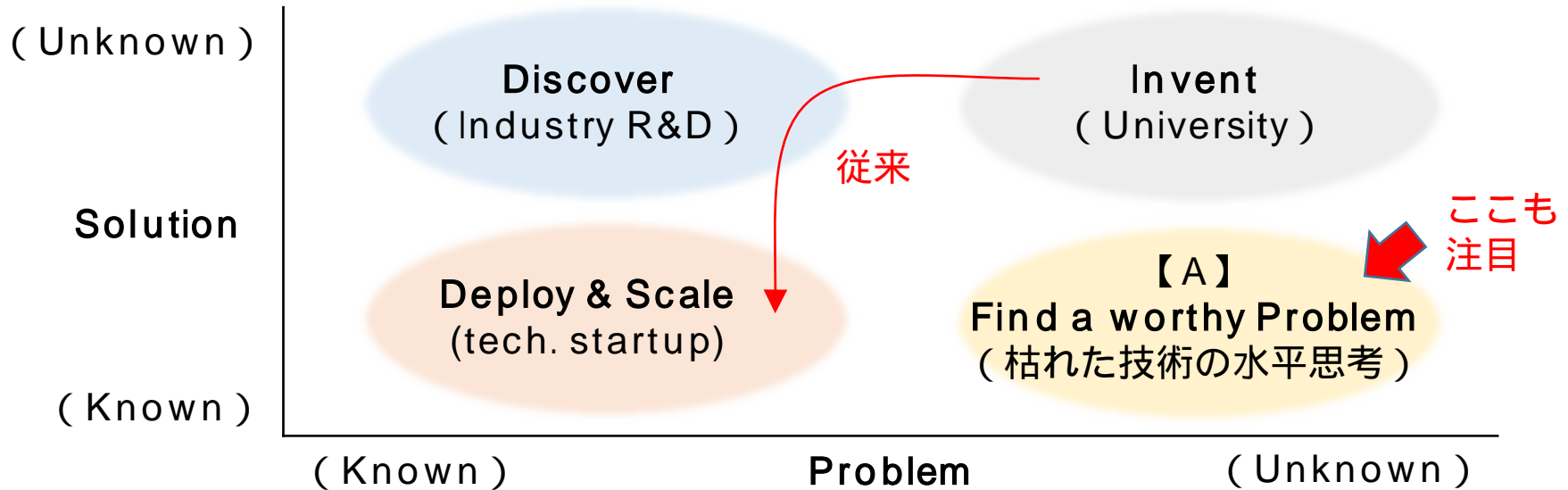
枯れた技術の水平展開を生み出す仕組み

- 埋没技術や死蔵特許に関する水平展開の活動を活発化するためには
- 日本からUber, i-Phoneといった枯れた技術によるイノベーションを生み出せないか
- 事例：　ダイソンの羽なし扇風機：日本企業が先に特許を取得したが、製品化はダイソン、　Googleの検索技術：日本企業が関連特許を有していたが、権利を放棄

「山っ気」があるPh.D.をどうすれば生み出せるか

- 海外のイノベーションは、「山っ気」があるPh.D.が関与している場合が多い
- 日本のPh.D.は、問題発見、解決能力や仮説検証の訓練を受けているが、その能力と「山っ気」が両立していない
- イノベーションのきっかけとなるPh. D.と「山っ気」の組み合わせをどう奨励するか

イノベーションのパターン



(落合委員講演資料に基づき事務局作成)

- ・ 問題も解決策もわからない場合は大学等で研究し (Invent)、問題はわかるが解決策がわからない場合は企業等で研究開発し (Discover)、問題と解決策がわかれば起業・新事業等で社会実装し、普及させる (Deploy & Scale)。このサイクルは、これまでも日本において行われてきた。
- ・ 一方、解決策はわかるが問題がわからない場合 (【A】の部分) は、技術的に目新しいことがなくとも、デザイン思考や構想力により、ユーザへの提供価値が大きい製品やサービスを創造することができる。日本ではここに注目・注力されてこなかったのではないか。
- ・ いずれの場合も「価値をデザインすること」は必要であるが、【A】の部分では特に重要。価値をデザインするマインドを高めるためには、どのような仕組みが必要か。

特許権

- リチウムイオン電池に関する発明
- 画面操作インターフェイス（ズーム・回転等）に関する発明
- ゲームプログラムの発明

実用新案権

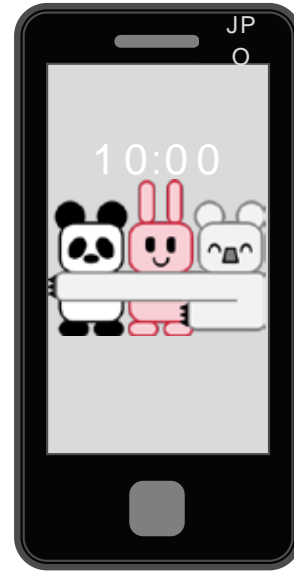
- 電話機の構造に関する考案
- ボタンの配置や構造に関する考案

意匠権

- 美しく握りやすい曲面が施された携帯電話機のデザイン
- 携帯電話機の操作に用いる画面デザイン

特許権

- アプリプラットフォームのシステム（ビジネスモデル特許として保護）



商標権

- 電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のために製品や包装に表示するマーク

著作権

- キャラクター、ゲーム、音楽などの創作（表現）
- ゲームのプログラムコード

著作者人格権

- コンテンツの同一性

営業秘密の保護

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

アプリプラットフォーム

【参考】現行の主な知的財産制度

法律と権利の名称	保護対象	保護の趣旨	目的	権利取得のための審査	権利期間	権利の性格	
産業財産権法	特許法 (特許権)	発明	創作の奨励	産業の発達	有り	出願から 最長20年	絶対的独占権 (客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる)
	実用新案法 (実用新案権)	物品の構造・形状の考案	創作の奨励	産業の発達	無し	出願から 最長10年	
	意匠法 (意匠権)	物品のデザイン	創作の奨励	産業の発達	有り	登録から 最長20年	
	商標法 (商標権)	商品やサービスに使用するマーク	業務上の信用の維持	産業の発達	有り	登録から 最長10年 (更新可)	
著作権法	思想・感情の創作的な表現	創作の奨励	文化の発展	無し (自動的に発生)	[著作権] 原則として、創作から 創作者の死後50年 (TPP発効後70年)	相対的独占権 (他人が独自に創作したものは自分の権利は及ばない)	

著作権	著作者の財産的利益(経済的に「損をしない」こと)を保護する権利(利用を許諾したり禁止する権利)
著作隣接権	著作物等を「伝達する者」(実演家,レコード製作者,放送事業者,有線放送事業者)に付与される権利
著作者(実演家)人格権	著作者(実演家)の人格的利益(精神的に「傷つけられない」こと)を保護する権利(氏名表示権,同一性保持権等)

法律	目的	知財法の種類	不正競争行為類型(一部)	説明
不正競争防止法	事業者間の公正な競争の促進	行為規制型	著名表示冒用行為	周知・著名な商標等の不正使用を規制
			周知表示混同惹起行為	
			形態模倣商品の提供行為	他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為を規制
			営業秘密の侵害	ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制